

経営発展支援事業等（新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業）に係る

茨城県新規就農者育成方針

令和 7 年 6 月

茨城県農林水産部農業経営課

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知。以下、「総合対策実施要綱」という。）別記 1 の第 7 の 1、及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知。以下、「円滑化対策実施要綱」という。）別記 2 の第 7 の 1 に基づき、標記方針を以下のとおり定める。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

（１）課題

本県は農業産出額が全国第 3 位（令和 5 年）、東京都中央卸売市場における青果物取扱高が 21 年連続日本一（令和 6 年）である一方、販売農家 1 戸当たりの生産農業所得は全国第 11 位（令和 5 年）に留まっている。

このような中、本県農業の成長産業化を進めるためには、意欲ある人材の就農・定着を支援し、経営感覚に優れた経営者を育成することにより、「儲かる農業」の実現に向けた動きを加速化させるとともに、持続可能な農業に向けた取組を推進する必要がある。

（２）目標

茨城県総合計画の達成に向けて、以下を目標とする。

ア 農業をビジネスとして捉え、早期に儲かる農業を実現することができる経営発展ロールモデルを育成する。

イ 取組成果等を就農希望者等に提示するとともに、若手農業者に波及させることにより、「儲かる農業」を実践し、本県農業を牽引する人材を育成する。

2 新規就農者に対するサポート内容

（１）就農希望者への支援

ア （公社）茨城県農林振興公社（新規就農相談センター）が茨城県のワンストップ就農相談窓口として相談を受け、セミナーや相談会、現地見学会・農業体験・インターンシップを開催するとともに、ホームページ「茨城就農コンシェル」にて、就農に係る様々な情報を提供する。

(2) 就農前後の支援

- ア (公社)茨城県農林振興公社(新規就農相談センター)が農業の無料職業紹介所として、雇用就農希望者に対し、県内の農業法人等の紹介を行う。
- イ 県内12カ所で、市町村、茨城県各農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター、JAなどが連携した支援体制の下、地域の実情に合わせた支援を行う。
- ウ 茨城県の各農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センターが主催する新規就農者向けの講座や、地域の若手農業者組織への加入などを通じて、新規就農者同士の交流・情報交換ができる場を提供する。
- エ 経営の発展段階に応じた総合的な学びの場を提供する「いばらき農業アカデミー」において、経営管理、財務管理、販売やマーケティング等について学ぶ機会を設ける。
- オ 茨城県農業参入等支援センターが、経営発展を目指す農業者、農業分野へ参入する企業に対し、関係機関との仲介や各種支援制度の紹介、専門家からなる支援チームの派遣、農地情報の提供等、相談内容に応じた様々な支援を行う。

3 交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件

- (1) 交付対象者候補を選定するための要件について、総合対策実施要綱別記1の第5—1の1または円滑化対策実施要綱別記2の第5の1に定めるもののほか、県が独自に設定する要件は以下のとおりとする。

- ア 総合対策実施要綱別記2の経営開始資金または円滑化対策実施要綱別記1の経営開始支援資金(以下、「経営開始資金等」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- イ 経営発展支援事業等に採択された場合は、今後経営開始資金等の交付を受けないこと。
- ウ 県が行う事例紹介に協力すること。
- エ 事業採択年度の翌年度までに、県が開催する「いばらき農業アカデミー」の経営スタートアップ講座を受講し、経営計画の作成または見直しを行うこと。

4 交付対象者候補を選定するための県加算ポイントの設定(新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業(通常枠)及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業初期投資促進タイプ)

(1) 県が設定する取組等によるポイント付け

経営発展支援事業等の交付対象者候補を選定するための基礎となる総合対策実施要綱別記1の別表1—1の2の(2)または円滑化対策実施要綱別記2の別表1—2の2の(2)に基づく県加算ポイントを別表のとおり設定し、経営発展支援事業等の助成を受けようとする者の取組に対する県基準ポイントとする。

(2) 交付対象者候補の選定

総合対策実施要綱別記 1 の別表 1—1 の 1 または円滑化対策実施要綱別記 2 の別表 1—2 の 1 で定める共通ポイントと 4 の (1) による県基準ポイントの合計値が高い順に、経営発展支援事業等の助成を受けようとする者に優先順位付けを行い、優先順位が高い者から県予算の範囲内で交付対象者候補を選定する。

なお、ポイントの合計値が同ポイントの場合は 4 の (1) による県基準ポイントの高い順、県基準ポイントも同点である場合は生年月日の遅い者から順に優先順位付けを行う。

(3) 交付対象者候補の国への提出

4 の (2) で選定した交付対象者候補については、下記のポイント調整を行いポイント付けを行った後に、総合対策実施要綱別記 1 の第 9 の 2 の (2) のアまたは円滑化対策実施要綱別記 2 の第 9 の 2 の (2) に基づき、関東農政局長に提出する。

ア ポイント調整方法

交付対象者候補に付与する県加算ポイントは、下記により調整するものとする。

(ア) 次式により、各交付対象者候補に付与する県加算ポイントを算出 (小数点以下、四捨五入) して配分する。ただし、ポイントの配分は、各交付対象者候補の共通ポイントの $1 / 2$ (小数点以下、切り捨て) 以下) を上限とする。

$\text{各交付対象者候補の県基準ポイント} \times \frac{\text{県加算ポイントの総数}}{\text{交付対象者候補の県基準ポイントの合計}}$
--

県加算ポイントの総数は、本事業の実施を要望した者の数に 3 を乗じて得た数 (直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている場合は 3.3 を乗じて得た数)

(イ) 配分後、県加算ポイントが余った場合は、(2) による優先順位が高い交付対象者候補から順に、1 ポイントを上限に加算する。(ただし、アのただし書きで上限に達した者を除く)。県加算ポイントが不足した場合は、(2) による優先順位が低い交付対象者候補から順に、1 ポイントを上限に減算する。

(別表)

項目	内容	配点	確認方法
1 実績	(1)自らの経営を開始する前に、他の経営体で1年以上農業経営に従事した経験がある。	1	・履歴書及び過去の経歴を証明する書類により確認。 ・過去の経歴を証明する書類等がない場合は、第三者（農業委員、区長等）への聞き取り等により確認。 ・研修として従事している場合や、単に指示された作業のみを行う従業員として勤務している場合は該当しない。
	(2)(1)で農業経営に従事していた期間中に、その経営体が収入金額が2,000万円以上、又は主たる従事者一人当たりの所得580万円以上を達成している。	1	・経営に携わった経営体の青色申告等で確認。 ・収入金額：青色申告決算書（農業所得用）における「収入金額」で確認。 ・所得：農業経営改善計画における所得と同様に確認。
2 目標	青年等就農計画において、収入金額2,000万円又は主たる従事者一人当たりの所得580万円を目標としている。	2	・青年等就農計画の記載内容で確認。
3 自己資金	青年等就農計画における機械・施設等の導入金額に対する自己資金割合 【1点】3割以上である。 【2点】10割以上である。	1～2	・青年等就農計画に記載のある「目標を達成するために必要な措置」に記載されている事業費の合計に対する自己資金の割合を確認する。 ・事業費の確認は、導入予定の機械・設備の見積書・カタログで確認する。 ・自己資金の確認は、青色申告における「流動資産」-「流動負債」又は本人名義の通帳等で確認する。
4 政策	ブランド化を図っている	1	・ブランド化が図られた商品が他の商品と差別化されていることが客観的に明らかであり、その販売実績が分かる資料で確認する。 ・今後行う予定の場合は、事業実施年度の4年後までに、ブランド化により他の商品と明らかに差別化して販売できる根拠と、取組のスケジュール等が示された具体的な計画が策定されているか確認する。
	有機農業を行っている	1	・経営面積または飼養頭数の半分以上で、有機JAS認証を受けた（転換期間中を含む）有機農産物又は有機畜産物を生産していることが客観的に明らかな資料で確認する。 ・今後行う予定の場合は、事業実施年度の4年後の年度までに有機JAS認証を受けた有機農産物又は有機畜産物の生産を行うための具体的な計画を策定しているか確認する。
	輸出を行っている	1	・輸出を行っていることが客観的に明らかな資料で確認する。 ・今後行う予定の場合は、事業実施年度の4年後の年度までに輸出を行うために、輸出先やスケジュール等が示された具体的な計画を策定しているか確認する。
合計（最大）		9	